

除雪支援サービスのお知らせ

次の要件に該当する方に対して、除雪の支援を行います。

- 対 象 者** ・65歳以上で要介護、要支援認定を受けている方
・65歳以上で身体障害者手帳（1級～3級）を交付されている方
- 負 担 額** 1時間あたり150円
- 作業内容** 玄関から道路までの最短経路を1m幅にて除雪
- そ の 他** ・サービスは12月1日(月)より開始します。 ・除雪時間の指定はできません。
・対象者は、介護保険料が第3段階以下で滞納をしていない方、子どもが同一敷地内に住んでいないことなどの条件がありますので、詳細はお問い合わせください。
- 受付場所** 健康福祉課福祉グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）
- 持 参 物** 介護保険証、身体障害者手帳
- 申込み・問合せ** 健康福祉課福祉グループ ☎ ㊟ 7071
-

眼底検査受診費用を助成します

「あびら追分クリニック」にて眼底検査を無料で受診できます。ご不明な点は健康福祉課健康推進グループまでご連絡ください。

対 象 者 満40歳以上（昭和61年3月31日以前に出生された方）で下記条件を満たす方が対象外です。

①令和7年度の健康診査で眼底検査を受けていない方

②現在、眼科に通院中ではない方

③現在、目に不調（かゆみ、痛み、かすむ、見えづらさなど）がない方

※毎月受診をされていなくても、定期的に眼科で検査や処方を受けている方は対象外となります。

※過去に白内障の手術を受けたことのある方は、カメラの画像が鮮明に写らないことがありますのでご了承ください。

受診方法 ①眼底検査費用助成事業を希望する方は、健康福祉課健康推進グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）で申請手続きを行ってください。手続き後、眼底検査依頼書と医師が記載する結果票をお渡ししますので、ご自身で「あびら追分クリニック」に連絡していただき、検診日程を決定してください。

連絡先 あびら追分クリニック ☎ ㊟ 2531

②眼底検査は「あびら追分クリニック」で受診することとし、両眼とも実施します。

③受診に係る費用の自己負担はありません。

※「検診」扱いになるので、健康保険証またはそれに準ずるものは使用しません。

※眼底検査の結果、医師の判断により「要精密検査」または「要治療」となった場合、町での費用額助成は眼底検査のみであるため、精密検査費用および治療費はご本人の医療費負担となります。

検査期間 12月1日(月)から令和8年3月27日(金)までに受診する検査が助成対象となります。

申込期限 令和8年3月6日(金)

問 合 せ 健康福祉課健康推進グループ ☎ ㊟ 7071